

平成23年度 受講者募集のお知らせ

消費者問題



マスター講座

この講座は、消費者問題に関する体系的知識を習得し、地域や職場等において自主的な活動を行い、中心的な役割を果たす人材の育成を目的として、全14回の講座を実施します。

1 開催期間・回数

平成23年9月から1月の期間中に2会場で各14回

2 講義時間

午後6時30分から8時30分

3 応募要件

- (1) 消費者問題に関心があり、地域・職場などにおいて積極的に活動する意欲があること
- (2) 全14回のうち、9回以上受講できること
- (3) 都内在住、または在勤・在学であること
- (4) 過去にこの講座の受講決定を受けていないこと



4 会場

【飯田橋】消費生活総合センター教室Ⅰ・Ⅱ（新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ17階）

【立川】多摩消費生活センター教室Ⅰ・Ⅱ（立川市柴崎町2-15-19 北多摩北部建設事務所3階）

5 募集人数・受講料

飯田橋会場120名、立川会場100名 受講料無料

6 申込方法

- (1) ハガキ、FAX：下記①から⑩までの事項を記入し、希望会場の申込先へ
(FAXでの申し込みは、裏面の申込用紙にご記入ください。)

①住所 ②氏名(ふりがな) ③年代 ④性別 ⑤電話番号(FAX・携帯) ⑥職業 ⑦団体名(NPOなどに所属している場合) ⑧希望会場 ⑨飯田橋希望者は、抽選落選時の立川への変更希望の有無も
⑩応募の動機 ※①で都外在住の場合、勤務先・在学先の区市町村名 例)東京都〇〇市在勤(在学)

- (2) 電子申請：ホームページ「東京暮らしWEB」からパソコンで

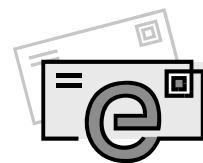
http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/kyouiku/den_koza.html

※お送りいただいた個人情報は、講座以外の目的には使用いたしません。

7 申込期間

7月1日(金)～8月31日(水)【消印・受信有効】

※募集人数に満たない場合、締切日以降も受け付けます。



8 申し込み・問い合わせ先

【飯田橋】〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

東京都消費生活総合センター 活動推進課 学習推進係「マスター講座」担当

Tel 03-3235-1157 Fax 03-3268-1505

【立川】〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 北多摩北部建設事務所3階

東京都多摩消費生活センター「マスター講座」担当

Tel 042-522-5119 Fax 042-527-0764

9 その他

- (1) 募集人数を超える応募があった場合は、抽選により受講者を決定します。
- (2) 受講の可否について、9月中旬までに申込者全員に通知します。
- (3) 全14回のうち9回以上に出席の場合、修了証書を交付します。(公的な資格を証するものではありません)



講義時間は、両会場ともすべて午後6時30分から8時30分までです。

回	開催日		テーマ・講師	概要
	飯田橋	立川		
1	9/30 (金)	9/29 (木)	消費者の権利と役割 ～消費者庁の現状と課題～ 一橋大学大学院法学研究科教授・ 消費者委員会委員長 松本 恒雄 氏	消費者が主役となる社会を実現するためには、消費者の利益を守る基本的制度を作るとともに、消費者が主体的に行動できる環境が必要不可欠です。 2009年9月に開設された消費者庁による新たな消費者施策の現状と、消費者行政を監視する消費者委員会の取り組みについて、解説します。
2	10/3 (月)	10/4 (火)	消費者市民社会の実現 内閣府 経済社会総合研究所 主任研究官 高橋 義明 氏	今、消費者の商品選択や積極的な行動を通じて、公正で持続可能な社会を作ろうという「消費者市民社会」の考え方が注目されています。 従来の消費者被害・対策に関する知識だけでなく、「消費者が社会を変えられる」という意識を行動に結びつける消費者市民教育について、北欧の取り組みなども交えて伺います。
3	10/11 (火)	10/12 (水)	消費者団体の活動と役割 東京消費者団体連絡センター 事務局長 矢野 洋子 氏	消費者団体は、どのような活動をしているのでしょうか。 「市場における監視者」、「被害救済の支援」、「情報発信」、「消費者教育・啓発」、「消費者政策への関与」の5つの役割があると言われていた消費者団体について、消費者との関係も視野に入れて学びます。
4	10/18 (火)	10/20 (木)	契約の基礎知識 ～民法・消費者契約法～ 弁護士 洞澤 美佳 氏	普段は気をつけているものの、事業者の巧みな話に乗せられて、つい契約…。そんな時でも、消費者の味方になる法制度を知っていれば、契約トラブルを回避することができます。 民法による「取消し」、「無効」など、契約の基本的なルールについて学びます。
5	10/26 (水)	10/28 (金)		消費者・事業者の間には、情報の質や量、交渉力に格差があり、すべての私人が平等・対等であることを前提とした民法を、消費者契約に適用することには限界があります。 そこで、民法の原則を修正するために成立した消費者契約法について、学びます。
6	10/31 (月)	11/2 (水)	特定商取引法・割賦販売法の概要 弁護士 池本 誠司 氏	自発的にお店に出向き、代金と引き換えに商品を購入する店舗販売と異なり、訪問販売やネット通販は消費者にとって不意打ち的であったり、誤って契約してしまうことがあるため、取消しや解除など消費者を守る規定があります。 2009年12月に改正された「特定商取引法」、「割賦販売法」により、消費者が民事的のどのような主張ができるようになったのか、身近な事例を用いて学びます。
7	11/7 (月)	11/9 (水)	消費者被害の実態 I (若者) ～美容医療 キレイのリスク ほか～ 弁護士 中野 和子 氏	いつの時代も経験が浅く知識も少ない若者は、ターゲットになりやすいものです。若者はどのように狙われ、騙されるのか。様々な手口の中から、いくつかの具体的事例により、騙されないための注意点などを学びます。 また今回は、最近事例の多い美容医療について、当センターが22年度に作成したDVDを教材に用いて、美容医療を受ける前に知っておきたいことや、メリットだけでないキレイのリスクについても考えていきます。



初回、最終回にガイダンスを予定しています。



回	開催日		テーマ・講師	概要
	飯田橋	立川		
8	11/15 (火)	11/17 (木)	消費者被害の実態 II(高齢者) ～気にかけて 声かけて トラブル撃退～ 弁護士 末吉 宜子 氏	超高齢社会になった日本では、高齢者を狙った悪質商法の被害が増加しています。 被害を防ぐためには、高齢者への注意喚起とともに周囲の人々の見守りが欠かせません。当センターが21年度に作成したDVDを教材に用いて、気づきのポイントや被害に遭ってしまったときの対処法、成年後見制度などについて学びます。
9	11/21 (月)	11/24 (木)	保険法のポイントと消費者トラブル 社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長 丹野 美絵子 氏	約100年ぶりに保険の基本法が改められ、2010年4月に新しい「保険法」が制定されました。「高血圧の薬を飲んでいることを告知しないとどうなるか」、「離婚したが保険の被保険者をやめられるか」など、実際の相談事例に対し、保険法がどのように活用できるか解説します。
10	11/29 (火)	12/1 (木)	金融商品トラブルと関連法律 ～商品の仕組みとリスク～ 弁護士 上柳 敏郎 氏	金融分野の規制緩和により、金融商品やその取引ルートの選択肢が広がる一方、複雑な金融商品・取引が増え、トラブルも急増しています。 そこで、「金融商品取引法」、「金融商品販売法」等の法制度を知るとともに、身近な一般預金から変額年金、投資信託など、その仕組みとリスクを学びます。
11	12/6 (火)	12/7 (水)	食品と暮らしの安全 ～消費者の安心のために～ 内閣府 食品安全委員会 事務局職員	食品にかかわる事件・事故が続発しています。また、福島第1原発の事故後、東北・関東で野菜や水道水から規制値を超える放射性物質が検出され、風評被害や買いだめが深刻化しました。消費者の適切な判断と食の安全を確保するために、基礎知識と家庭でできることについて解説します。
12	12/13 (火)	12/16 (金)	製品安全を考える ～ヒヤリ・ハットから子供まもり隊 ほか～ 独立行政法人 産業技術総合研究所 デジタルヒューマン工学研究センター長 持丸 正明 氏	日常、何気なく使用している商品は、本当に安全でしょうか。 例えば、ライターによる火災や公園の遊具など、特に子どもの不慮の事故が後を絶ちません。 注意していても起きてしまう事故を防ぐために、事故原因を究明し、製品や環境を改善していく取り組みを、当センターが22年度に作成したDVDも教材に用いて紹介します。
13	1/11 (水)	1/13 (金)	飛翔する再生可能エネルギー ～東京都の地球温暖化対策～ 東京都 環境局 都市地球環境部 計画調整課 再生可能エネルギー推進係長 小林 省二 氏	地球温暖化問題の顕在化を背景に、二酸化炭素の排出削減という観点から、化石燃料に代えて再生可能エネルギーの利用拡大を、都は、目指しています。 太陽エネルギー、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの飛躍的拡大には、都民、事業者、NPOとの協働が欠かせません。どのような取り組みがあるかを、紹介します。
14	1/18 (水)	1/20 (金)	情報化社会の歩き方 ～ソーシャルメディアの活用～ 一般社団法人 ECネットワーク 理事 原田 由里 氏	コミュニケーションの手段は刻々と変化し、最近、ツイッターなどは個人だけでなく企業や自治体でも活用されています。これらのソーシャルメディアは、携帯メールのアクセスが困難になった震災時にも効果を発揮したと言われていました。 その反面、個人情報流出や偽情報の拡大など、トラブルや弊害も引き起こされています。被害者にも加害者にもならないよう、マナーを守りながら効果的に利用する方法について解説します。

下記の事項を記入して、このページを送信してください。

FAX [飯田橋] 03-3268-1505 [立川] 042-527-0764



消費者問題マスター講座 FAX 申込書 ボールペンなどで、はっきりとご記入ください。

フリガナ 氏名		性別	男・女	年代	歳代
住所	〒	都外在住の場合、勤務先・在学先	東京都 区・市・町・村		
電話番号	勤務先・自宅(どちらかに○)	職業			
その他連絡先	(FAX) (携帯)	団体名 (所属の場合)			
希望会場等 (どちらかに○)	飯田橋会場 ・ 立川会場				
	飯田橋会場の希望者にお聞きします。飯田橋会場は、抽選が予想されます。抽選に落選した場合、立川会場への変更希望は、ありますか？				
	変更希望あり ・ 変更希望なし				
[応募の動機]					

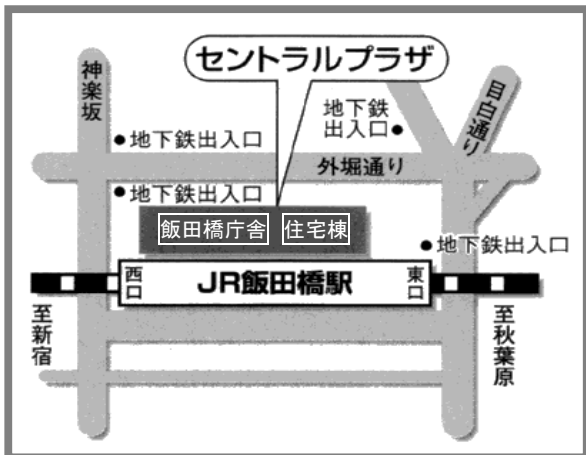
【飯田橋会場】

会場案内図

【立川会場】

消費生活総合センター 教室 I・II

新宿区神楽河岸 1-1
セントラルプラザ 17階 (飯田橋庁舎)
TEL 03-3235-1157
FAX 03-3268-1505



飯田橋駅 (JR西口、地下鉄B2b出口すぐ)

多摩消費生活センター 教室 I・II

立川市柴崎町 2-15-19
東京都北多摩北部建設事務所 3階
TEL 042-522-5119
FAX 042-527-0764



JR立川駅南口から徒歩10分
モノレール立川南駅から徒歩8分